

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。阿部良子、ヤマザワ教育振興基金理事長 山澤進、名取市長 佐々木一十郎



▲太宰副市長に北・深谷保育園、福岡・深谷小、福岡中への備品など、約100万円の寄付目録を手渡す庄子泰央ヤマザワ白石北店長(左)

平成26年度固定資産縦覧帳簿の縦覧を実施します

平成26年度の土地の所在地番、地目、地積、評価額を記載した「土地価格等縦覧帳簿」と、家屋の所在地番や家屋番号、種類、構造・床面積、評価額を記載した「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を税務課の窓口で実施します。

縦覧の際は、運転免許証や健康保険証、納税通知書など、本人確認ができるものを持参してください。代理人の方は委任状も必要です。

詳しくは広報しろいし4月号でお知らせします。

●縦覧期間

4月1日(火)～6月2日(月)までの2カ月間(土・日・祝日を除く)

☎税務課 ☎22-1313

市民課・税務課・収納管理室・健康推進課の休日窓口を開設します

- 休日窓口開設日時 9:00～16:00 3月30日・4月6日(すべて日曜日)
- 窓口取り扱い内容 住民異動届(転入・転出・転居など)、国民年金・国民健康保険の手続き、印鑑登録、住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの交付、所得証明などの交付、納税相談など。
- ※窓口で本人確認を行いますので、運転免許証や保険証などをお持ちください。※内容によっては、取り扱いできないものもありますので、事前にお問い合わせください。
- ☎市民課 ☎22-1312 税務課・収納管理室 ☎22-1313 健康推進課 ☎22-1362

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113 市民課 ☎22-1312

■国民年金の手続き

変更前	異動内容	変更後	手続き場所	手続きに必要な物
第1号被保険者(学生・自営業者など)	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	住所や氏名が変わったとき	引き続き第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑
第2号被保険者(会社員・公務員など)	60歳になる前に退職したとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書
	退職し、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	住所や氏名が変わったとき	引き続き第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	配偶者が退職したとき、または扶養されなくなったとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。

毎月第3日曜日は「家庭の日」
家族みんなで過ごしましょう
今月は3月16日

3月は
国民健康保険税(9期)
後期高齢者医療保険料(9期)
の納期です



▲風間市長に夏まつり・流しうーめんて募った寄付金を手渡す吉見光宣奥州白石温麺協同組合理事長(左)

高齢者ミヤコーバス乗車証を交付します

満70歳以上の方で市内を運行するミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)をご利用の方に、1カ月当たり4枚の乗車券(一乗車:100円負担)と乗車証を交付します。

- 日時 3月31日(月) 9:00～11:30、13:00～15:00
- 場所 市役所1階ホール ※4月1日以降は、長寿課または市民課福祉窓口で随時手続きができます。
- 対象者 70歳以上となる方(昭和20年4月1日までに生まれた方)で、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)を利用する方
- 必要な物 印鑑
- 対象区間 ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面) ※白石蔵王駅～白石駅前間をご利用の方は、市民バスきゅっするくん「白角線・大張線」をご利用ください。
- ☎長寿課 ☎22-1361

ご存じですか? 特別障害者手当と障害児福祉手当

- 特別障害者手当 精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅の20歳以上の方に支給します。※施設入所者や3カ月以上の入院者は除きます。●手当月額 26,080円(4月以降は26,000円)
- 特別児童扶養手当 精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の方に支給します。※障害年金受給者や施設入所者は除きます。●手当月額 14,180円(4月以降は14,140円) ※各手当ともに、本人や扶養義務者の所得制限などの要件があります。手続きに必要な書類は福祉事務所に備え付けていますので、詳しくはお問い合わせください。☎福祉事務所 ☎22-1400

平成26年度高齢者タクシー利用助成券を交付します

公共交通機関を利用できない満65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシー料金の一部を助成します。下記の要件に全て該当する方が対象です。利用を希望される方は、手続きをしてください。

- 対象者 ①要介護3以上の認定を受けている方、②市民税非課税の方
- 助成内容 助成券は、1カ月当たり3枚(1枚500円分)を単位として交付します。ただし、重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受けている方は利用できません。
- 申請に必要な物 印鑑、介護保険被保険者証
- 受付開始日 3月24日(月) ※助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると1カ月単位で、助成券の交付枚数が減ります。
- 申請場所 長寿課または市民課福祉窓口 ☎長寿課 ☎22-1361

介護予防「高齢者すこやか訪問」を実施します

- 平成24年と25年に「25項目の基本チェックリスト」に回答いただいた方を対象に、介護予防「高齢者すこやか訪問」を実施します。訪問の際には、ご協力をお願いします。●実施時期 3月3日(月)～
- 訪問実施者 在宅介護支援センター八宮、在宅介護支援センター茶園
- 内容 訪問による基本チェックと健康状態の確認 ☎地域包括支援センター ☎22-1466

確定申告用紙を作成する方へ

- 平成25年中に給与収入があった方で確定申告書を作成する方は、提出する確定申告書に源泉徴収票(原本)を添付します。源泉徴収票のコピーが必要な方は、あらかじめ用意してから会場にお越しください。☎税務課 ☎22-1313

被災者生活再建支援金基礎支援金の申請期間が延長されます

- 東日本大震災で住居に被害を受けた世帯には、生活を再建するための支援金が支給されますが、基礎支援金の申請期限が平成27年4月10日(金)まで延長されました。
- り災証明の損害程度と支援金額 ・全壊または半壊でやむを得ず解体された方 100万円(単数世帯は75万円) ・大規模半壊 50万円(単数世帯は37.5万円) ※住宅の再建方法(新築・補修など)による加算支援金の申請期限は、平成30年4月10日です。☎福祉事務所 ☎22-1400

原付バイク・軽自動車などの廃車・名義変更手続きはお早めに

- 原付バイクや農耕作業車、軽自動車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が課税されます(※)。現在使用していない車両を登録したままの場合や、名義人が死亡・転出している場合は、3月末までに廃車・名義変更手続きを済ませてください。3月は、車両の登録・廃車の手続きなどで窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きをお済ませください。※軽自動車税は、月割りで課税または還付されることはありません。

- 車種別の手続き先 ・原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313 ・軽四輪・軽二輪など ①宮城県軽自動車協会 ☎022-388-6033 ②軽自動車検査協会宮城主管事務所 ☎022-388-9112 (①、②とも仙台市宮城野区中野字腰廻99) ・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 (仙台市宮城野区扇町3丁目3-15) [登録関係] ☎050-5540-2011 [検査関係] ☎022-235-2517 (「2」をプッシュ)

復興のため次の方々からご寄付をいただきました。紙上よりお礼申し上げます。

※記載漏れやお名前に間違いがありました場合はご了承ください。また、敬称は略させていただきます。タケウチミサオ、奥州白石温麺協同組合、タケダジュンイチ、山田乳業(株)、長谷紀子、タチバナアズサ、二宮一、吉村利元、高橋桂、半辺正次、杉本親史、柴田真弓(平成26年1月1日から31日まで) ※震災後からの合計 799件・107,190,644円